

金融庁告示第九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十二年一月二十九日

金融庁長官 三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）
- 二 店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附 則

- 1 この告示は、平成二十二年二月一日から適用する。
- 2 この告示は、平成二十二年四月三十日限り、その効力を失う。